

「熊本市手話言語条例（仮称）」骨子案について

1. 条例制定の背景・経過

- ・手話は聴覚障がい者にとって日本語の習得を妨げるものと誤解されてきた歴史的背景があった。その後、聴覚障がい者にとって手話は日常生活を営む上で大切なコミュニケーションの手段であることと認識され、「障害者権利条約」及び「障害者基本法」でも手話が言語であることが明記された。
- ・現在「手話言語法」の早期の制定に向けた取り組みが全国各地で広がり、「手話言語法制定を求める意見書」が全国全ての自治体議会で採択、さらには「手話言語条例」を制定する動きが全国の自治体で広まってきている。（280自治体が制定：令和元年8月6日現在）
- ・本市においては、平成28年熊本地震の際、必要な情報が届かずに困られた障がい者の方も多く存在した。
- ・平成31年4月に「熊本市障がい者生活プラン」を策定し、手話言語条例を制定して手話への理解促進と普及に取り組み、手話を使いやすい環境整備に努めることを明記した。

2. 本市のこれまでの経緯

- 平成25年12月 熊本市議会「手話言語法の制定を求める意見書」国に提出
- 平成29年4月 熊本市「全国手話言語市区長会」入会
- 平成30年9月 熊本県ろう者福祉協会 市長陳情（手話言語条例制定の要望書提出）
- 平成31年3月 「熊本市障がい者生活プラン」策定、条例制定に取り組みすることを明記

3. 条例骨子案

（1）目的

- ・手話が言語であることの理解の促進及び普及に関し必要な事項を定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指す

（2）定義

（3）基本理念

- ・手話が言語であることを認識し、手話が言語であることの理解促進と普及を図る
- ・手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築する

（4）市の責務

- ・手話が言語であることへの理解促進及び手話の普及

（5）市民の役割

- ・基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努める

（6）事業者の役割

- ・基本理念に対する理解を深め、意思の疎通が円滑に行われるよう合理的配慮の提供に努める

（7）施策の推進方針

- ・市が基本理念に基づいて推進方針を策定する

4. 関係団体との意見交換

令和元年8月～9月に聴覚障がいの当事者団体と意見交換を行った。

(主な意見)

- ・手話に限定した条例にしてほしい。
⇒手話以外のコミュニケーション手段を合わせた条例にした場合に手話の部分が薄れてしまう恐れがある。
⇒情報・コミュニケーションの必要性もあることから、条例を2つに分けてみてはどうか。
- ・コミュニケーション方法としての手話ではなく、言語としての手話であるということを、市民に普及してほしい。
- ・条例を制定するにあたっては、当事者の意見も盛り込んでほしい。
- ・熊本県ろう者福祉協会の手話言語条例のモデルを作成中。市に対して提示するので参考にしてほしい。

5 主なスケジュール（予定）

令和元年（2019年）9月	議会報告（条例骨子案）
12月	議会報告（条例素案）
	パブリックコメント
令和2年（2020年）2月	条例議案提出
4月	条例施行

* 令和2年2月の障がい者自立支援協議会で条例案を報告予定

* 令和2年度中に施策の推進方針を策定